

**鳥取県告示第647号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ソルヘム	陽だまりの家ことうらデイサービスセンター	東伯郡琴浦町大字逢東126	平成22年11月3日	通所介護